

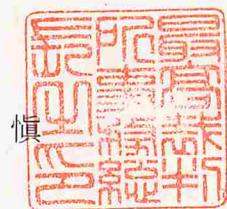
最高裁秘書第2154号

令和3年7月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年5月5日付け（同月7日受付、第030162号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成17年7月13日付け最高裁家二第000730号家庭局長通達「簡易送致事件の処理について」（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより、少年犯罪を誘発・助長させ、捜査に影響を及ぼすなど、犯罪の予防、捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第4号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

簡易送致事件の処理について

平成17年7月13日家二第000730号家庭
裁判所長あて家庭局長通達

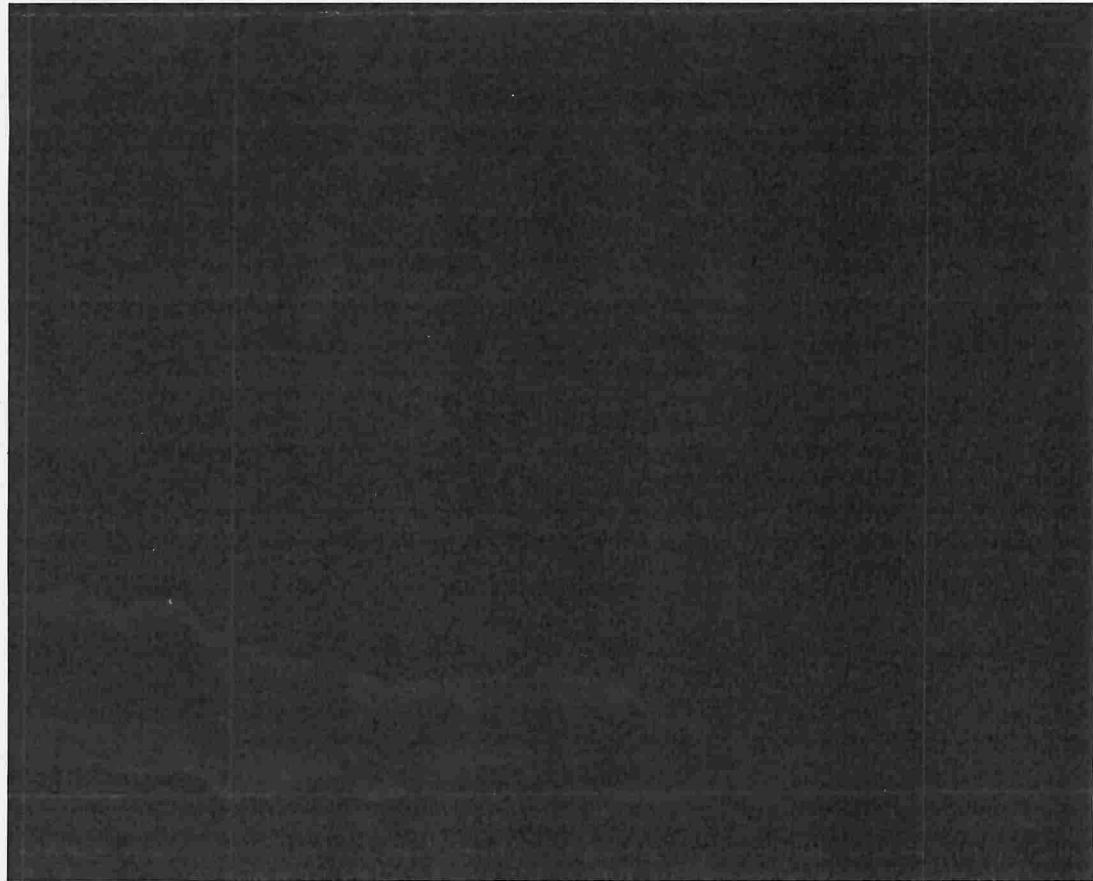
改正 平成19年7月17日家二第000985号
平成26年4月23日家一第304号
令和元年5月13日家一第90号

■事件の適正な処理のための簡易送致の運用について、最高検察庁及び警察庁と協議し、別紙の基本方針等を定めましたので、この基本方針等を参考にして、対応する地方検察庁及び都道府県の警察本部との間で十分連絡協議の上、各地の実情に応じた取扱いが円滑に行われるようにしてください。

(別紙)

第1 基本方針

1 ■少年事件の範囲



2 簡易送致の方式

- (1) ■少年事件について、警察で簡易送致事件として処理する場合には、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第214条第2項で準用される同規則第200条に掲げる措置がとられた上、検察官又は家庭裁判所に毎月一括して送致される。送致に当たっては、同規則第214条第1項に定めるとおり、身上調査表のほか、捜査の状況に応じ、少年の供述調書その他の捜査関係書類が添付される。
- (2) 検察官からの簡易送致事件は、少年氏名を一括して連記した送致書により送致される。

3 受理後の処理

- (1) 一般の例に従って各少年ごとに1件として立件する。
- (2) 検察官からの簡易送致事件は、検察官の送致書に受付日付印を押した上、当該送致書により何号から何号までの事件を受理したかを明らかにするとともに、各少年の事件番

号を特定しておく。

- (3) 記録表紙及び少年保護事件簿、索引票等については、適宜の方法により、簡易送致事件であることを明らかにする。ただし、少年保護事件簿、索引票等を備え付けないときは、少年保護事件簿、索引票等への明示に代えて、立件処理時に裁判事務支援システムに入力する方法により、簡易送致事件であることを明らかにする。
 - (4) 通常の事件と同様に調査又は審判をする必要があると認められる事件については、調査命令を発し、審判開始決定を行う等の処理をすることができる。また、簡易送致事件であっても必要に応じて、事件を送致した検察官又は司法警察員に関係書類の追送や補充捜査を求めることができる。
- 4 決定の告知について 審判不開始決定で終局した場合の少年審判規則第3条第4項に規定する決定の告知は、一般の例によるほか、各地の実情により、当該事件を送致した司法警察員に対して処分結果通知書を送付する際に、決定の趣旨を少年に伝達するよう依頼して行うことでもよい。

第2 実施時期

各庁における新たな取扱いの実施時期については、平成17年9月1日から実施することを目処として、対応する地方検察庁及び都道府県の警察本部との間で協議の上、各地の実情に応じて定める。